

日本アレルギー学会 働き方改革推進奨励賞 規約
Working Style Reform Encouragement Award

1. 趣 旨

日本アレルギー学会では、働き方改革推進の取り組み・支援システムの促進を目的として奨励賞を設け、ライフ・ワーク・バランス実現の理念に基づいた活動を継続するための環境を整えている学会員、または所属機関を表彰・広報し、さらに男女共同参画の活動を含めた働き方改革活動を促進する。

2. 賞の名称

この賞を「日本アレルギー学会働き方改革推進奨励賞」Working Style Reform Encouragement Award（以下、「奨励賞」という。）と名付ける。

3. 選考の基準

奨励賞の選考は、応募者の申請書及び所属する長等の推薦書（個人の部、団体の部：様式1）を基準として行い、特に優れている取り組み及びその支援体制などを考慮し選考する。

4. 対象・応募資格

次の1) から5) のすべてに該当するものとする。

- 1) ① 個人応募：締め切り日に会員歴が5年以上で、かつ年会費を完納している者。
医師の場合はアレルギー学会専門医を取得していることが望ましい
- ② 団体応募：団体の代表は前項①に準ずるが、過半数以上が会員で構成されていることが望ましい
- 2) 働き方改革推進に関連した社会的・教育的活動（過去2年以内から現在進行中のものまで）。
- 3) 自薦・他薦を問わない。
- 4) 同一施設（部署）からは1応募のみとする。
- 5) 過去に奨励賞を受賞した者又は団体は応募できない。

5. 応募・選考手順

- 1) 応募する者は以下の書類を整え、所定の期日までに本学会に提出する。
 - ① 申請書（個人の部又は団体の部：様式1）
 - ② 成果資料など
 - ③ 推薦書（所属長又は本学会代議員による推薦書：様式2）但し、自薦の場合で自身が所属長であって代議員による推薦が困難な場合には、応募の際に働き方改革推進委員会にその旨を申し出るものとする。
- 2) 働き方改革推進委員会は、働き方改革推進の趣旨に沿った活動状況について書類選考を行い、毎年2名（2団体）以内の受賞者候補を決定する。
- 3) 本委員会で決定した受賞候補者は、理事会の承認を得なければならない。

6. 応募の締め切り日

各年10月末日（必着）

7. 奨励賞の授与

- 1) 本学会学術大会開催時の働き方改革推進委員会企画セッションにおいて、受賞者（応募者個人又は団体）に賞状及び奨励金 30,000 円を授与する。
- 2) 働き方改革推進委員会は、前項の受賞者の所属する部署の長又は組織の長に対し、追って賞状を授与するものとする。この場合、その授与先については、前項の受賞者の意見を参考とすることが出来る。
（但し、当該受賞者が所属長の場合にはこの限りでない。）

8. その他

- 1) 受賞者は働き方改革推進委員会企画セッションにおいて、活動内容及び所属施設の働き方改革推進の取り組みについて発表する。
- 2) 前項の受賞者の取り組み状況について、HP及び学会誌に掲載する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年3月15日から施行する。(一部改正)

附 則

- 1 この規約は、令和3年7月30日から施行する。(一部改正)

附 則

- 1 この規約は、令和5年3月17日から施行する。(一部改正)